

【激甚災害指定に伴う雇用保険求職者給付の給付制限の特例】

給付制限の対象の方（退職理由が自己都合など）は、令和元年台風第19号の激甚災害指定に伴い、給付開始時期が早まります。

激甚災害発生日時点で、以下に該当する方(※1)は、給付制限期間が短縮(3か月⇒1か月)される特例措置がありますので、できる限り早くハローワークに来所してください。

- ① 災害救助法の指定地域に居住していた(※2)方
- ② 災害救助法以外の激甚災害法の指定地域に居住している方であって、かつ、地方公共団体が発行する被災に関する証明書(罹災証明書、被災証明書等)により被災を証明できる方

※1 雇用保険受給資格者証の15欄(「給付制限」)に「3ヶ月」と印字されている方が対象となり、令和2年10月10日までに離職した方に限ります。

※2 地域ごとに災害救助法の適用となった日となります。

① 雇用保険求職者給付の手続きがお済みの方

- 激甚災害発生日時点で、給付制限期間が1か月を経過している方は、激甚災害発生日から失業の認定を受けることができます。
- 待期中又は給付制限期間が1か月を経過していない方は待期満了後1か月経過後から、失業の認定を受けることができます。
- ハローワークから指定された失業認定日(「雇用保険受給資格者証」に記載があります)に関わらず、ハローワークに来所すれば、激甚災害発生日から来所日の前日(待期満了後1か月経過していない方は、1か月経過した日の翌日から来所日の前日)までの分(28日分が上限)の給付を受けることができます。
- これ以後は、ハローワーク指定の失業認定日に来所してください。

② 今後、雇用保険求職者給付の手続きをされる方

- 待期満了後1か月経過後から、失業の認定を受けることができます。
- ハローワーク指定の失業認定日に来所してください。

※ 制度利用に当たっての留意事項

激甚災害発生日時点で、当該被災地域内に居住していた方が対象です。災害発生後、当該地域外に転居した場合も対象になります。

埼玉労働局管内ハローワーク

労働局・ハローワーク	所在地	電話番号
ハローワーク川口	〒332-0031 川口市青木 3-2-7	048-251-2901
ハローワーク熊谷	〒360-0014 熊谷市箱田 5-6-2	048-522-5656
ハローワーク本庄	〒367-0053 本庄市中央 2-5	0495-22-2448
ハローワーク大宮	〒330-0852 さいたま市大宮区大成町 1-525	048-667-8609
ハローワーク川越	〒350-1118 川越市豊田本 1-19-8 川越合同庁舎 1 階	049-242-0197
ハローワーク東松山	〒355-0073 東松山市上野本 1088-4	0493-22-0240
ハローワーク浦和	〒330-0061 さいたま市浦和区常盤 5-8-40	048-832-2461
ハローワーク所沢	〒359-0042 所沢市並木 6-1-3 所沢合同庁舎 1 階・2 階	04-2992-8609
ハローワーク飯能	〒357-0021 飯能市双柳 94-15 飯能合同庁舎	042-974-2345
ハローワーク秩父	〒369-1871 秩父市下影森 1002-1	0494-22-3215
ハローワーク春日部	〒344-0036 春日部市下大增新田 61-3	048-736-7611
ハローワーク行田	〒361-0023 行田市長野 943	048-556-3151
ハローワーク草加	〒340-8509 草加市弁天 4-10-7	048-931-6111
ハローワーク朝霞	〒351-0011 朝霞市本町 1-1-37	048-463-2233
ハローワーク越谷	〒343-0023 越谷市東越谷 1-5-6	048-969-8609